

2018年7月18日

株式会社 山陰合同銀行

## 「ごうぎん遺言代用信託」「ごうぎん暦年贈与型信託」の取扱開始について

山陰合同銀行（頭取 石丸 文男）では、2018年7月23日より、お客様の円滑な資産承継ニーズに対応する新商品として、「ごうぎん遺言代用信託」および「ごうぎん暦年贈与型信託」の取扱いを開始しますので、下記のとおりお知らせします。

### 記

#### 1. 商品の特徴

(1) **ごうぎん遺言代用信託** （詳細は別紙1を参照ください）

お客様から信託されたご資金を相続発生時に、簡便な手続きで、あらかじめ指定された受取人に、あらかじめ指定された方法でお支払いする信託商品です。

(2) **ごうぎん暦年贈与型信託** （詳細は別紙2を参照ください）

あらかじめ贈与を受ける方をご指定いただくことで、毎年の贈与契約書の作成等の面倒なお手続きなしで、生前贈与を行うことができる信託商品です。

#### 2. 取扱開始日

2018年7月23日（月）

#### 3. その他

当行では、お客様の相続・資産承継ニーズにお応えするため、今回導入する商品以外にも以下の商品・サービスを提供しております。

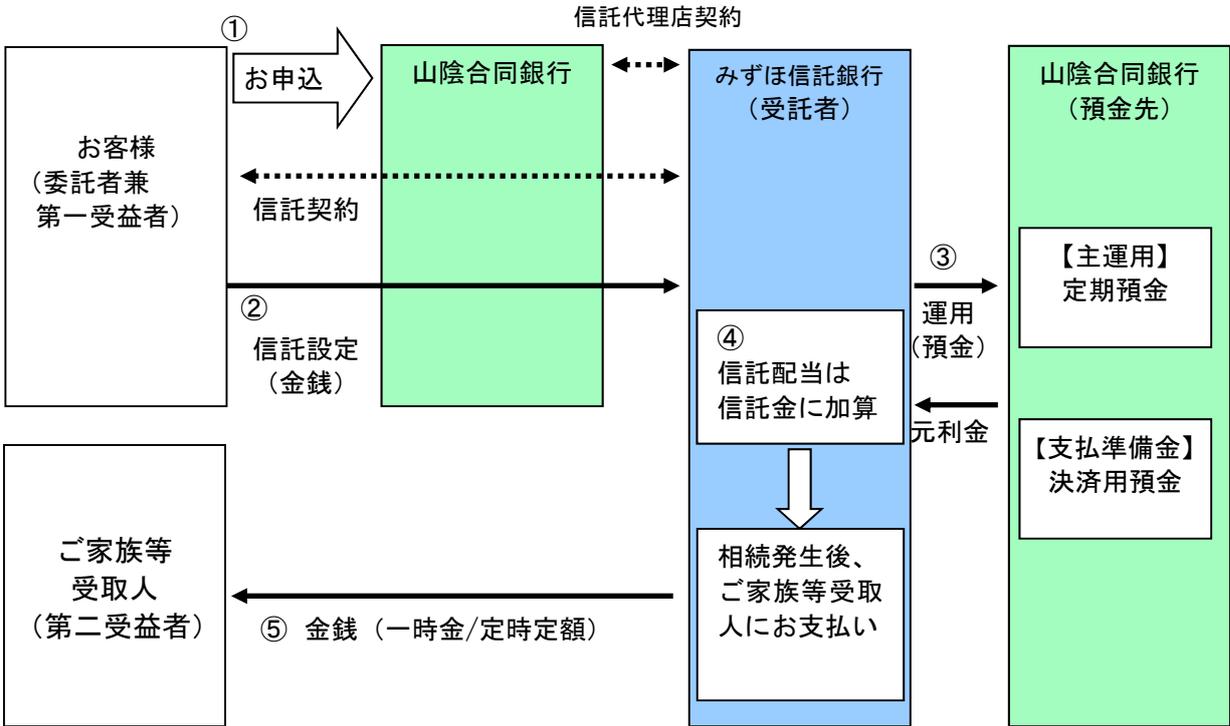
- ・遺言信託
- ・遺産整理業務
- ・ごうぎん教育資金贈与口座「孫への贈り物」
- ・ごうぎん結婚・子育て資金贈与口座

今後もお客様の多様なニーズに幅広くお応えしていくため、よりよい商品の提供とサービスの向上に努めてまいります。

以上

項目	内容
商品名	ごうぎん遺言代用信託
対象	個人のお客様（委託者兼第一受益者）
受託者	みずほ信託銀行株式会社
受取人	推定相続人の中から最大4名まで指定可能（第二受益者）
運用方法	主に当行の定期預金（一部は当行の決済用預金）
信託期間	5年以上30年以内（1年単位）
申込金額	200万円以上3000万円以内（1万円単位）
取扱手数料	信託金額の1%（税別）
支払方法	信託設定時にお客様が受取方法、受取期間、受取割合を指定 ①一時金受取 ②定時定額受取：年1回または年2回、1～10年以内で受取
元本補填等	運用対象は当行預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品
取扱店	山陰両県内の支店・出張所

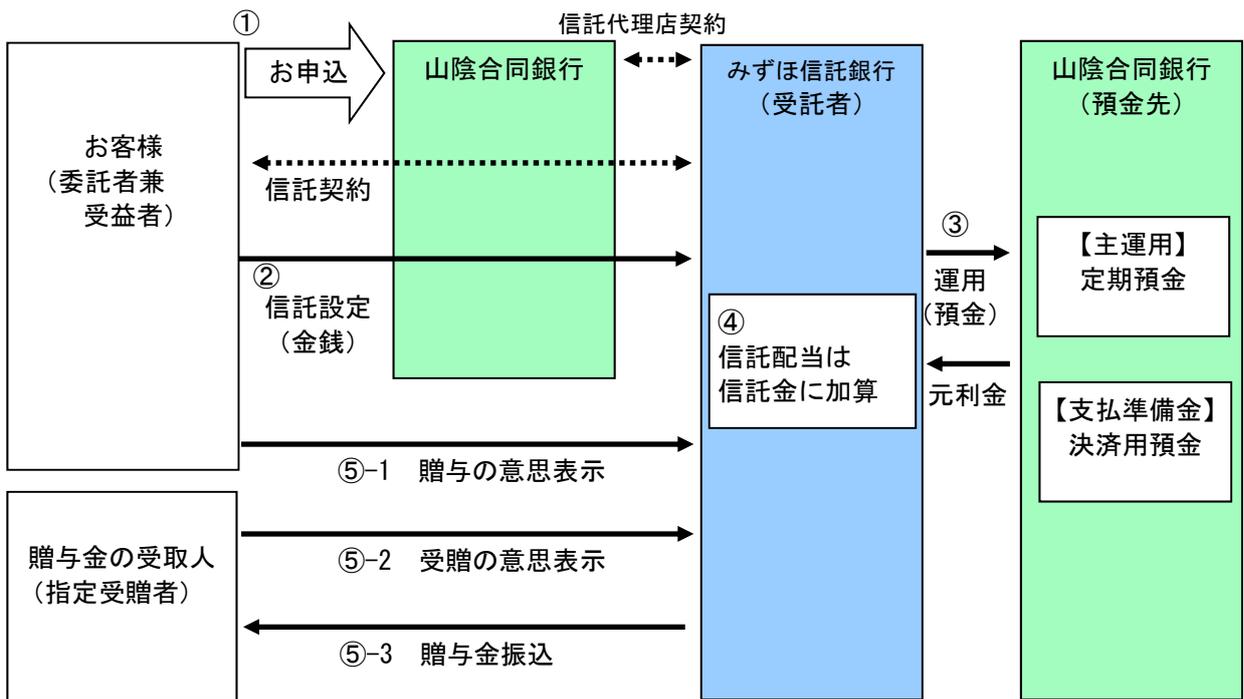
【「ごうぎん遺言代用信託」スキーム】



- ① 当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、当行のお客様に「ごうぎん遺言代用信託」をご案内し、申込を受付。
- ② みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様に相続が発生した際には、ご家族等の受取人が金銭を受け取り。

項目	内容
商品名	ごうぎん暦年贈与型信託
対象	個人のお客様（委託者兼受益者）
受託者	みずほ信託銀行株式会社
贈与金受取人	3親等以内の親族から最大9名まで指定可能
運用方法	主に当行の定期預金（一部は当行の決済用預金）
信託期間	5年以上30年以内（1年単位）
申込金額	500万円以上（1万円単位）
取扱手数料	信託金額の1%（税別）
管理手数料	年10,000円（税別）
贈与手続	お客様は、年1回贈与手続きが可能 みずほ信託銀行が、所定の手続きにより、お客様からご指定頂いた金額を贈与金受取人の口座へ振込
元本補填等	運用対象は当行預金ですが、元本補填はなく、預金保険対象外商品
取扱店	山陰両県内の支店・出張所

【「ごうぎん暦年贈与型信託」スキーム】



- ① 当行は、受託者であるみずほ信託銀行の信託代理店（登録金融機関）として、当行のお客様に「ごうぎん暦年贈与型信託」をご案内し、申込を受付。
- ② みずほ信託銀行は、当行を通じ信託金を受領し、信託を設定。
- ③ みずほ信託銀行は、信託金を主に当行の定期預金にて運用。
- ④ 設定した信託の決算時に運用成果（定期預金の利息）から信託配当を交付し、お客様の信託金に加算。
- ⑤ お客様は、年に1回、所定の手続きにより贈与の意思表示を行うことができ、贈与金の受取人が受贈を承諾した場合に、お客様が指定した金額の信託財産を贈与金の受取人に交付。

## 《信託商品の留意事項》

- 信託商品をご購入の際は、商品説明書（契約締結前交付書面）をお渡ししますので、必ず内容を確認のうえ、ご自身でご判断ください。
- 本商品は、実績配当型の金銭信託です。預金とは異なり元本および利益の保証はありません。また、預金保険および投資者保護基金の対象ではありません。
- 本商品は、原則として中途解約ができません。ただし、みずほ信託銀行がやむを得ないと認めた場合は、この限りではございません。
- 信託終了事由発生による信託終了のほか、運用の状況により元本の償還を停止し、信託を終了する場合があります。
- 本商品のお申し込みは、原則として取消すことができません。また、お申し込みに関しては、クーリングオフ制度の適用もありません。

【販売会社】 株式会社 山陰合同銀行  
登録金融機関 中国財務局長（登金）第1号  
加入協会：日本証券協会